

いざというときのために

9月1日は防災の日

日ごろの準備と地域の結びつき

問合せ くらし安全課
 ☎(43) 1111 内線 173
 FAX(44) 0257

◆地域防災とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い連帯感のもと、地域のみなさんが災害発生時はもちろん、日ごろから自発的に防災活動を行うことを地域防災と言います。

この地域防災力の強化のためには、自主防災組織の存在が欠かせません。

市では、区を中心に自主防災組織を結成していただけるよう推進しています。

◆自主防災組織で地域の安全を

大規模災害発生時には、広範囲にわたって、建物の倒壊や火災の発生、道路・水路・消火設備の破損などが想定され、みなさんのところに警察や消防、市の職員がすぐに

駆け付けられるとは限りません。そこで重要になるのが地域のみなさんの助け合いです。被災後の被害を最小限に留めるためにも、まずは自分自身と家族の身を守り、つぎに、地域のみなさんが集まり、互いに協力し合うことで災害活動に取り組み自主防災組織の活動が必要となります。

◆自主防災組織活動の手引きを**活用ください**

市では、自主防災組織の設立から活動までの具体的な内容について、「自主防災組織活動の手引き」にまとめ、配布しています。

組織の設立などを検討されている場合は、くらし安全課にご相談ください。



▲手引きは市ホームページ、くらし安全課で配布中

◆町内会・自治会活動に**積極的に参加を**

地域防災がいざというときに、その力を十分に発揮する

防災訓練に参加しましょう

と き 10月19日(土)
 午前9時10分から受付
 ※雨天決行(雨天時は体育館内で実施します)
 ところ 吉田小学校グラウンド
 ※当日、会場までは徒歩または自転車でお越しください。

訓練種目

負傷者救出訓練
 炊き出し訓練
 消防団消火訓練
 救助訓練 など

**展示・体験**

煙体験
 無料出前耐震診断 など



などには、地域のみなさんの日ごろからの強い結びつきが大切です。その絆を作るために活動しているのが、町内会・自治会です。

▼配信情報

- ・気象警報注意報
- ・地震情報
- ・竜巻注意情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・高温注意情報
- ・避難情報 など

▼登録方法

sai.jamaken@jijo.bosai.jioへ空メールを送信後、届いたURLにアクセスするか、下記QRコードから登録



※登録・利用無料(パケット料金などの通信費用は利用者負担)

◆埼玉県防災情報メールへの登録はお済みですか?

県では、登録者の携帯電話

くらしの110番

貴金属などの「訪問購入」にご注意を!!

【事例 30歳代女性】
 ある日突然、「不要な貴金属を買い取ります。アクセサリでも見せて欲しい」と業者が訪問してきた。母親から貰った金のネックレスを見せたところ「これは不純物が混ざっている」と言われて、5千円で買い取って行った。後日、母親に話したところ「あれは良い物で高かったのよ」と言われた。クーリング・オフはできるのか?

▼新たに法律や条例で規定も

改正特定商取引法(平成25年2月施行により、従来の「訪問販売」に加え、「訪問購入」が規制対象となり、不招請勧誘(飛び込みの勧誘など)の禁止、業者の連絡先や解約などを記載した書面の交付、物品の引渡し拒絶のほか、8日以内のクーリング・オフも可能となりました。

また、改正埼玉県消費生活条例(平成25年7月施行)では、改正特定商取引法で適用除外とされている着物、中古車、書籍なども含め、全ての物品・権利の買取り型の取引が規制対象になっています。法律や条例により「訪問購入」に

非常持ち出し品(備蓄品)チェックリスト

水・食糧

- ☐ 飲料水
- ☐ レトルト食品
- ☐ インスタント食品
- ☐ カンパン



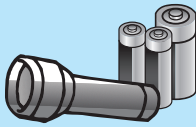
貴重品

- ☐ 現金(硬貨含む)
- ☐ 印かん
- ☐ 被保険者証
- ☐ 身分証明書
- ☐ 通帳



生活用品

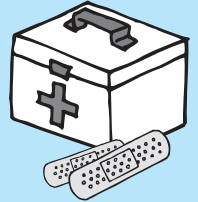
- ☐ 懐中電灯
- ☐ 携帯ラジオ
- ☐ 予備の電池
- ☐ ナイフ・缶切り
- ☐ 簡易食器・スプーン
- ☐ ラップ
- ☐ ビニール袋
- ☐ ライター・マッチ
- ☐ コーソク
- ☐ コープ
- ☐ 布ガムテープ
- ☐ 軍手
- ☐ レジャーシート
- ☐ 笛(ホイッスル)
- ☐ マーカーペン・筆記用具
- ☐ カイロ



・3日分の食糧
・3日分の飲料水
(1人1日3リットル)

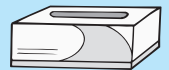
救急用品

- ☐ はさみ
- ☐ 救急ばんそうこう
- ☐ 包帯
- ☐ キズ薬
- ☐ 消毒液
- ☐ カット綿
- ☐ ピンセット



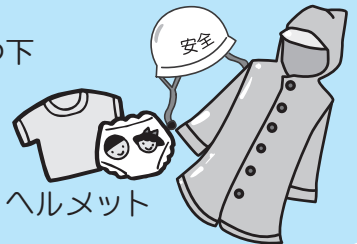
衛生用品

- ☐ マスク
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ ティッシュ
- ☐ 歯磨き用具
- ☐ 簡易トイレ
- ☐ タオル



その他

- ☐ 下着類・くつ下
- ☐ 上着類
- ☐ レインコート
- ☐ スニーカー
- ☐ 防災ずきん・ヘルメット



◆小・中学校体育館などの 非構造部材の安全対策工事

市教育委員会では、児童・生徒の安全を確保するため、避難所にも指定されている小・中学校の校舎・体育館の耐震化を平成22年度に完了しましたが、今回、小・中学校の体育館、加えて、中学校の柔剣道場の非構造部材(照明器具、窓ガラス、バスケットゴール、内・外壁など)についても、落下防止などの安全対策工事を行います。また、体育館については、照明器具のLED化も実施します。



▲幸手中学校体育館内の工事の様子

※幸手中学校以外の小・中学校についても、今年度内に工事を実施する予定です。
問合せ 総務課 ☎(43) 1111

1 内線 624・FAX(43) 3111

関する消費者保護規定ができましたが、トラブルを避けるためにも、つぎの点に注意しましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ①突然の業者訪問は禁止されています。電話などの勧誘も、買い取ってもらう意思がなければ、きっぱりと断りましょう。
- ②不要な着物の買取りに来た業者が、同時にほかの貴金属などの買取りの勧誘をすることは禁止されています。
- ③訪問購入もクーリング・オフが可能になりましたが、一度引き渡した物品を取り返すことは困難です。8日間は引き渡しを拒むことができますので、手元に置いておきましょう。
- ④買取り業者は、「古物商許可証」や「古物商行商従業者証」を携帯しなければなりません。話を聞く前に、まずは許可証などの提示を求めましょう。
- ⑤強引な勧誘や強迫など、不安を感じたときは、消費生活センターにご相談ください。

問合せ 消費生活センター ☎(43) 1111

1111内線192(毎週月曜・水曜・木曜・金曜日午前10時～正午、午後1時～3時30分)

消費生活センター春日部 ☎04

8(734)0999・FAX048

(739)1152